

今回のテーマ：同一労働同一賃金に関して最高裁判例が出た！？

Q. いわゆる、同一労働同一賃金について最高裁判決が出た、と聞きました。どのような結果になったのでしょうか？

A. 10月中旬、3つの大きな同一労働同一賃金についての最高裁判決が出ました。(以下の表、参照)

いわゆる非正規雇用労働者であるアルバイトや契約社員に、賞与、退職金を支払わないことは不合理でない、としました。

一方、契約社員に扶養手当・年末年始手当を支給しないこと、夏季冬期休暇・病気休暇が正社員と同様でないことは不合理だと判断しました。

ただ、これらの裁判結果だけで、安直に契約社員には賞与、退職金は必要ないが、扶養手当は必要である、などと論じることは滑稽極まりないことであり、今後出てくるだろう他の裁判結果や世の中全体の動きを見ながら冷静に対応していくことが、求められます。

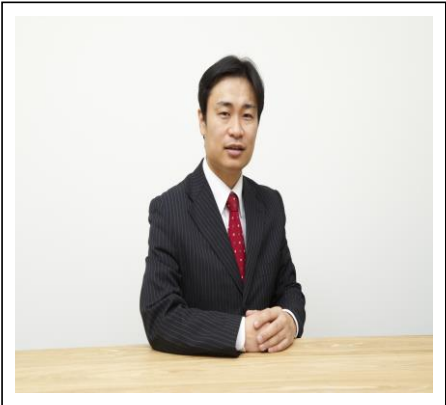
訴訟	職種	項目	判断
大阪医科薬科大学	アルバイト	賞与その他	×
メトロコマース	契約社員	退職金	×
日本郵便	契約社員	扶養手当その他	○

不合理でない：× 不合理：○

同一労働同一賃金問題には、冷静に対応していくことが必要！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
 糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
 〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
 湖東ビル 2階 2-2号室
 TEL 077-518-1960
 FAX 077-586-7481
 E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
 HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール
 滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
 日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！